

日獵発第 1 号
令和4年4月1日

各都道府県獵友会 会長 様

一般社団法人大日本獵友会
会長 佐々木 洋平
(公印省略)

卷狩り参加者に関する新たなルールについて (通知)

大日本獵友会では、特に危険性が高い「銃獵」について、安全狩獵ベスト・帽子の着用、大粒散弾の使用禁止等の獵友会独自のルールを定め、狩獵事故防止の徹底を図っているところです。

3月29日に開催した令和3年度第3回理事会において、これまで疑義がありながら明確な方針を示していなかった「卷狩り獵の勢子」の狩獵免許の保有等に関し、獵の安全を徹底するため、大日本獵友会として下記の新たなルールを設定することを決定しましたので、了知されますとともに、貴下構成員に対する周知をよろしくお願いいたします。

なお、今後狩獵事故共済普通保険約款の変更を行い、当該ルールに違反して狩獵事故を起こした場合は、大粒散弾使用の場合と同様の保険金減額措置を、本年度の獵期より適用する予定としておりますので申し添えます。

記

グループ獵である「卷狩り獵」の勢子については、銃獵免許（第一種銃獵及び第二種銃獵）を有し、かつ原則として当該狩獵者登録を行った者に限って獵に参加させることとし、当該免許を有しない等の者は獵に参加させないこと。

註1 鳥獸保護管理法においては、当該行為は、「好ましいものではないが、法令違反とまでは言えない」として、グレーな行為であるとの解釈がなされている。

註2 「原則として狩獵者登録を行った者」としたのは、一部の都道府県獵友会において、狩獵者登録を行っていない狩獵者（有害捕獲事業従事者等）を会員としていることを踏まえたものであるが、本会の会員（構成員）に関しては、狩獵者登録を行った者に限り会員とすることが基本であり、狩獵者登録を行っていない会員についても狩獵者登録を行うよう努めることが必要なものである。